

風しん 法令および予防指針の改正

(健感発1215第1号、2号 平成29年12月15日)

平成30年1月1日適用

改正前	改正後
風しんを診断した医師の届出 診断後7日以内に(できるだけ速やかに)	診断後直ちに 先天性風しん症候群は「診断後7日以内に」で変更なし
ウイルス遺伝子検査の実施	原則として全例
風しん発生時の対応(疫学調査等の実施) 患者が同一施設で集団発生した場合等	風しん患者が一例でも発生した場合

届出票の変更: **氏名、住所、妊娠の有無**を追加

- 早期の対応と封じ込め
- 土着株の同定や、排除の確認

大阪市 風しん・先天性風しん症候群 (CRS)患者報告数 (2011年第1週～2018年第30週)

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018*
風しん	17	207	1388	9	6	8	6	2
CRS			3					

大阪市 風しん報告例における検査診断例の割合 (2013第1週～2018年第30週)

	2013	2014	2015	2016	2017	2018*
検査診断例	926	9	3	5	5	2
臨床診断例	462		3	3	1	
検査診断例割合 (%)	67	100	50	63	83	100

*第30週までの暫定集計値

風しん排除の定義と認定要件－WHO

風しん排除の定義

- 「風しんウイルスの土着性の感染伝播」が、ある地域や国で**12ヶ月以上**認められない および、
- 質の高い動向調査の仕組み下で、「風しんウイルスの土着性の感染伝播」による先天性風しん症候群の事例が認められない
土着株に定義はなく、土着性の感染伝播を起こしているウイルスを便宜上、土着株と表現する

風しん排除の認定要件

- 36ヶ月以上、土着性の感染伝播が無いことを証明

風しん排除の証明に必要な要素

- 風しん診断後の直ちの発生届提出
- 1例でも発生したら行う積極的疫学調査
- 全例のウイルス遺伝子型検査



- 全例で、海外感染例または海外感染例と疫学リンクのあることを証明
- 全例の遺伝子型が土着株と一致しないことを証明